平家物語巻第四

特別
へ12
5098
3

平家物語巻第四

源氏揃

信連合戦

自三井寺山門牒状

自南都園城寺返牒

新院厳島御幸

鼬〻沙汰

競

自三井寺南都牒状

大衆揃

宮〻最後

三井寺炎上

鵜〻沙汰

橋合戦

若宮〻沙汰

問

A12
5098
3

< 2003-263 >

平家物語巻第五

新院厳島御幸

治承三年正月一日鳥羽殿にて元三の
儀あり。主上は入道相国を敬ひ給ふ。
法皇は又大臣を恐じ給ふ。
君臣の礼は正しく、
人々は一人として
権威を振はぬ者なし。
されども平治の乱に成敗すたれ、
奢れる二人並び立ちて
多年の間、世の政を思ひ

平朝臣奥州を治すなり世世の間目録
はたらくの法皇の宣旨を賜はりて
の金銀かねを四方に散らし二月十八日
御書文の年三箇条の践祚あり上
し奥州の志を忘れざるべしと
先切切なりく何庶人新院ぞと
うるさきの人々の義何庶なる
しかるに攘夷あるべきうち中
御平大納言時忠卿内侍
の典侍の夫なりしを妻なりし義何庶
なりと攘夷の人々を奥国中に国の
成を三蔵晋の稜帝二蔵吾和忠近衛
院三蔵六条院二蔵を皆襁褓の中
に包まれて長崎を乳くせさりしより
或い摂政員くに位し或い母后抱く
御ふ子しとて多り後鳳の者嘉
皇帝いまだ百日と云へい践祚あり
先殿和漢幽とし行年毎年は

人々宿願にまかせて大いに悲しみ
き例ありしかども今まうの東宮
三歳ゆゑ踐祚ありて入内おはし
まし后の宣旨を蒙り年
宿年徴を上日に表に出して給
書記付らる博士院宮の
しくかそのまゝ中宮に
也不審しそ覚しかしこう中宮人の唯
三后の宣旨を蒙り事無院女

入内後三年の秋の比より同三月十四
日新院安産の叢祥の古事ゆゑ
事玉体位をたゞ紀
の初めに或は八情
しそ古筆なり紀行
また七の筆をいとゆゑ
独野の古筆一院
既にまりの叡慮
中ゆゑ古形あり

そも作者は安嘉門の院源と云ひ
平家の家人なり上は平家
は同じ下は又法皇に
仕へ奉り流石世の人
の名を聞こえ八百九十八
毎月新院前に大将宗盛
明暮御傍へ参らや
と思ひすい袖の
なん有て作り出せる歌
さはいりてうちつれの涙をせきあへず
とりとめし毎月に新院に参り
泄る涙の袖の上に
うるはしい宝蔵
家りし山中義
仕へ奉り
そも作者は
入道相国の家
月の光に明

へ坊ノ腐ノ称ハ雲井ノ吉野ヲ雪ト
ホツケテ打ノ言ハ義ノ四石ス惜キ人ノ世ハ
前ハ右大将ノ家風ニ条ノ大納言ノ真房卿
大納言ノ真國五条ハ大納言ノ國忠ニ事ハ
相ノ中将通親ノ公ノ中将康通ノ泉
ノ内ノ将隆房宮内ノ卿ノ輝ノ家教ナントテ系
ラ三ツノ系ノ如ク明ノ上皇
高雅ノ人ノ也所ノ光門ノ校ノ歌
院ノ号ノ号ノ既ニ三ツ三ツ反

本立ノ如ク物ノ如ノ指ノ乱ノ花ノ文書ノ家ノ学
者ノ引ノ人ノ稀ノ人ノ如ク未ノ如ク知ノ開ケ
ナノ世ノ指ノ世ノ院ノ者ノ付ノ光
世ノ源ノ中ノ立ノ家ノ北ノ門ノ日ノ上ノ和
親ノ内ノ有ノ内ノ法ノ寺ノ殿ノ行事ノ有ノ中
祇園神ノ門ノ祇ノ別ノ内ノ立ノ如ク繕ノ間
院同ノ三ノ系ノ如ク掃部寮ノ石ノ三
指ノ正ノ如ノ儀ノ式ノ一事ノ也ノ
為ノ家ノ之ノ中ノ世ノ云ス掃ノ内ノ中ノ世ノ云

成教院の御所の内に義経を召されけ
るに上皇入せ給ひ法皇い寝殿
橋殿の南に御幸なり給ひ上
皇いとゝ年毎月なり給ひ月花光
の人々参り給ひ管弦の遊ひ
安徳院建春門院の御
所の南に御所あり給ひ
院の内裏に昔あり給ひ法皇光
院の内裏に昔あり給ひ法皇の御
所に参り給ひ

御所の内の人形の如く
小屋に住ませ給ひ遥に日
毎に参り給ひ上皇高野
上皇い出給ひ法皇の御
幽栖寂寞の御閑けさ
論ずるに及ばず上皇い法
な共振泊皇女共法の上に
住給ひ法皇来て思召
書日々に参り給ひ遥に

と厳島まちの宮と神明とかなとう感
感ありて人きの和歌
源氏物
同三月廿六日新院安芸の厳島へ御幸
あり入道の最愛の内侍の宿所にて
なり中一夜日の遊宴くく饗食舞楽
をんと行なはるる四位侍従
伯耆の帝廣庭主殿の宋勅賞
きく神感し動き入道ちんく宝く動

所人ちて笑ふ
還御の次に入道
入道の宿所福原に創業
入道の邸池の中の島の宿
所白河殿に水閣の
月明まく入道の養子
西下の五位侍従
て宿の倚廊
寺井に入道
人々の舟の津

の日本史に京都に帰り即位して
即位し大極殿にて蓋を西へ
大極殿に一年儲あり大政官
廃して蓋を西へ移す
うゐ九条に太政官
大政官の廃に元へ
西邦の赤へ大極殿
殿に社蓋を西へ
て蓋を西へ移す

冷泉院に即位し第震殿に蓋を移
さいの新築に移す
志賀へ志賀に例
海三条の院の延へ
宮の廃に蓋を西へ
ゐて蓋を西へ
力乃色の子第震殿に
同じく日中宮弘徽殿
新しく西の花へ
大政
儲
仁寿殿へ移す

かゝり見物人平家の人々も皆出仕ありけり
中にも小松殿の公達計社去年八月
大臣薨しかは忌中なりとて出仕
おはしけれ共其御中はみな出仕ありし
人よ相国禅門の御孫宰相中将殿の
乱なく目出度事共なりし事とて浦風の
おりしも福原へ御幸ありけるに入道相国
なをしも代々の御供に参る世に
目出度事共なりしかども世の中は未落居

右大将宗盛卿

太上法皇第二の皇子以仁王と申し
人の御母は加賀大納言季成の卿の御娘三条
御座ありしかは人高倉の宮とそ申しける
さる永万の去年十五と申し永万元年十二月
十五の年九重の近衛河原の大宮の御所にて
御年七歳より御元服あり正しく一院第
二の皇子として位にもつかせ給ふへき人にはましまさで
故建春門院の御そねみによつて
母后建春門院の御猜によりて押籠られ

[illegible]
紫毫を揮てまつる清製を書月の前
の秋の宴よい玉笛を吹く〳〵自らかいんを
あやつり簡て吟じくさもの〻祖が治兼
写年ゆい古年こそ中ゆなる屋を同さ
写月ゆ〻其日の天よ〻〻清の水ゆい
こう海こ住れ政入ゆ思ひつ〻文の前ゆ
糸り竊〻こ〻ゆ〻こう者社ゆこりも
醜〻者ま〻こ〻こう者い一院ゆ二代ゆ

てこう〻也所へいこ〻こ〻こう〻こう位ゆ也
はも所へ〻き人ゆ者ゆ来親王の宮旨をこうゆ
し家〻也所いゆ〻ゆ〻ゆ〻こい思
ゆさ〻こ〻こ〻ゆ上ゆこ〻也こう〻ゆ〻こう〻ゆ
寺社こう平家ゆ〻こ〻ゆ月ゆ〻こゆ早〻羅
教思ゆ主こう〻平家ゆ〻也こう者人こ
法皇こう〻飛教ゆ押籠〻〻こ〻こ〻こう也所
ゆ懐こう〻休〻〻〻也〻こ〻こ〻ゆ者こゆ〻ゆ
成命〻早〻思ゆ主こう〻平家ゆ〻也〻也〻

たるうかてらく入ゐて一番人指くるい
なくて一ゑの墨あるかしかしせでと
人きを和合旨をうふて下あるする祖
なくに表しを作くく地系んする漁民
社国しよ多くくくくて一こゆりたくと
先京都とい和号光信うゑ上怪変の
ちる光基中羽の判皮光長漁判皮光重
岩羽の冠名光徳無形ゆい古六深の判
皮お義う未子十高義風て新文塔

小浦かて〻指津出るよい角田郡人行留多
田乃次高和実国さ八高三高雑七田七高
三頼平治の冠名頼基河国とい武蔵の
指宗義基入ゐうゑ長石川の判皮代義
義一大和国とい宇野の七高親治うゑ代
七高ゐ治次高成治三高吉治三高清治
五高雪治近江国とい山内柏木飾磯う
一堂義尾長ゑいい田乃次高重廣河
部乃七高重清泉次高重光浦野出

當主宗家安食の次高重仁子孫高重
相模国の三高重長用田の判官代重国
八幡の冠高重時子孫高時軍勢
大国と武田大高信義加賀見次高遠
光子孫小次高長清一条の次高忠
板垣の三高義信井次の五高信光
迫の冠高有義安田の三高義宣信
国より大田大高雅義本宮の冠高義
仲手賀の冠高盛義其子孫高義信

田代冠高親義子孫小次高重義伊豆
国と流人前大将頼朝挙兵相模国
に参三男三高出義教
子孫の浦の冠高正義子孫小次高忠義次高高
義三高義重宗五高義宗
陸奥国に義勝子孫五高冠高義
乃満仲より佐殿や

問融

昔い漢平たかあるを見て行き出
勝芳くいはうとうの丹しとい見つ江乃
交りを薄つ之侵出礼ゆ仕芳り
国い国司と法も庁い関ゆ仕芳
久ろ平新平仕めり之て之て我
書出を仕て之ゆ加て之ゆ今氏
うて下ゆする程ゆ氏たて
地より平家を上亡京氏い位ゆ付来

寅ゆ
せん年時日いかく廻て
ゆ平家と法こなる乃大西云資
光う法子備後の前司維光う子ゆ
云維長いたるゆ乃ゆ
人おゆ西云て人おり者て
交を人たく交い位乃おて之せ
竹人早や仕て法勢四宮三て平家
を上亡ゆ地獄屋う
ゆ今て之位入て人たう指よ者ける

霊神に天照太神正八幡宮若宮ハに
こそとて先熊野の宮にハ十郎義盛など
其く流人にたまはりも京を没落して
令旨をあふ同き四月廿日に行家に
其より始て国々の源氏共につけまわして
てこそ無りけれ同き五月十日伊豆の
国に下つき前右兵衛佐頼朝に令旨
をたてまつる先生義盛ハ兄のためには
叔父なれハ常陸国へ下りける

の霊告あきらかなりけるまゝにて其時より
山王へこそかくれけれ高倉宮は奈良へ
に落させ給ひけるか光明山の鳥居にて親
隆寛らも搦とらるゝ国遠の流人とて
流し失なひけるにそ思召ける
はかなくなし多田蔵人にしてうせ年は二年
小なりて同き五月十二日に南都の剣
弁の多田蔵人にハ五畿内の惣追捕
寺中を知りありけるか清盛内府に

[illegible]仲兼[illegible]
[illegible]七[illegible]泰親[illegible]
[illegible]仲兼[illegible]安倍[illegible]泰親が
[illegible]泰親[illegible]
仲兼[illegible]
[illegible]武士[illegible]門[illegible]
つ[illegible]仲兼[illegible]
[illegible]大[illegible]下[illegible]切板

[illegible]動[illegible]用[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

の書くはなる倉の宮これを誅戮して三事
露顕せしかハ京中大騒動す前の
右大将宗盛ハ福原へ出仕と定しけれハ
これをきゝ清盛入道に告しかハ入道大に嗔りて詮なき
高倉宮をはからめとりて土佐の畑へ流し奉るへし
しかして上卿にハ三条大納言実房
源大夫の判官兼綱出羽の判官光長承て
おの\/人数を相具して都合其勢三
百余騎にてそむかひける此源大夫判官
兼綱とかやいひしハ三位入道か次男也平家
の侍なれハ三位入道ほのかなる家をとりこめんとせしかハ
とい[illegible]急き[illegible]

信連合戦

宮ハ五月十五夜の雲間の月を
詠させ給ひて何となく行末を思召よせ
給ハさりける所に三位入道の使とて
文持たる男一人周章しく来りて宮
の乳人の子六条の佐大夫宗信これを

らし宮は御謀叛露顕し配流させ給ふへし六
波羅より官人共が別当宣を承りて御迎
に参り候なる急ぎ御所を出させ給ひて三井
寺へ入らせ給へ入道も子共郎従めし
具して追付参るへしと書たりける
上られける宮は騒せ給ひ如何せんと仰
其時長兵衛尉信連申けるは別の様や
ろ候へき只女房の装束をめさせ給へしと
申けれは宮はかさなりたる御衣に一目笠

とそめされける鶴丸と申童に袋を
物入て戴せて六条の佐の大夫宗信は
直垂に玉衣をきあけ傘持て御伴仕り
余人は青侍の女をむかへて行かことくにて
三条を東へ高倉を上に落させ給ふ所
に大きなる溝のありけるを軽々と越させ
と越させ給ひけれは道行人も立留まりて
てはしたなの女房の溝の越しやうかなと
怪しげに見参らせけれは宮はいとゞ足

[illegible]
[illegible]
中ゆゑ蛭切まと小枝にて二つに分を
枝と和義をうつる事此より
[illegible]
[illegible]
[illegible]
信連に一人ゆゑ[illegible]
あゝいとうしうめんとて[illegible]
迴り見[illegible]事此より二つに分を

[illegible]
枝と和義とゆゑ[illegible]
内七郎[illegible]事[illegible]
[illegible]
入[illegible]
[illegible]
信連[illegible]
[illegible]日[illegible]
[illegible]中の上下皆[illegible]

玉和を蔵くみうりうなんと儒を
ゆみ前ないて切りしめを者こを憐りて
皮人共水一あひたりて一本行
破くゝ中七まいりん合をいして立り
伝連り二玉和黒い將来ゆいらくこれ物表
乃下ゆしたきこれ服巻を黒清前七石
刀とそ弟ありうり共い伝信連三条面
北熱門をを言合表の小門をそこゆ
南を結けあり来れこゝ玉和の夜

まつりゆ源重の判皮黒ゆ羽の判皮
光長郎合二玉勢三百余騎七竹代さう
ゆそ作りうり中ゆを源重の判皮黒へ
三位入道の源男ゆうまい弟を白ゆ
して遠黒ゆいあよりを人ゆり羽の判皮
光長い大意よりけ入大高をあけく
ゆ家を白合右の家代ち様戦敗ゆ見まさ
せゆして六波羅ゆ家人代う別当宣
を形くゝ近よゝ早くゝ北方

爰にあやうんとしゆうらまさは信連大将に
立むかし高時いふ命のきたいひとすゝめあまたに
の仰にもるきたいの行年者ちまきのし
仰せられしと云ふけれは出羽の判官光長が行
条こそ此の前にてはいはくにのれにてもとの
夫こそ儀なしは下部共にさらし申すもの
まして云ふさまは信連ありとに真とも縦は
吾れ日本国をとりときもようをさして行て
敵とならひ七行はんずるに馬よ乗あひ門の

うらみあるへからす奇怪なりの牛飼さんへ下
郎共よ承りさらし申すはいかにやそれ
所まんは長谷部の長谷部信連がゆそまま
承らて候へ今まれは乗にそ遠な
門前に見て人毎ゆうら源大夫の判官兼綱
にも似つくゆゑ魚つくかけへの兼綱か言葉らに
金武と云ふは究竟の大力此時の若者
あうの白柄の大長刀の鞘をとりて信
連にめかけて大将の前へ切りかかる信連

是を見て狩衣の帯紐ひつきつて投すてて
衛府の太刀とはいへとも身をはこゝろえて
なせたりけるを抜もちて手にとりてそ
切ありけるに敵も太刀大長刀にて向ふ
まへとも信連か衛府の太刀に切たてられ
てちらりとやいひけん嵐に木の葉の散
るに庭へさつとそ切ゐたり比ハ五
月十五夜なれは一村雨の雲間よりてる明
かの月の影まさしくあかゝりけるに敵

無案内信連ハ案内者なれハ官人共
廊ふにハをつめてハたゝと切かゝりこゝ
まりに追詰てハちやうとこそきりけれ宣旨
の御使をハ何とてそとしいひけれは宣旨
とハ何そとてこそ切ける太刀ゆか
めハ躍のき踏なをし切わたりにたちところありて
究竟の兵共十四五人まてこそころり
信連
今ハこれまてとて自害せんとて腰をさく
りけれとも鞘巻落てなかりけれハ叶

いしや思ひけん門前のきしへそよせたりける
所に家子郎等走来れハ八郎長刀打かゝりて来る
信連ハ太刀に目釘のぬけたりけれハ長刀を取て
つきまはりけるか家の様を見て腹をきらん
と思ひけれハ信連の手にハあまりけれハ思案して
たれか六波羅の兵ハ皆あまた落合て
生捕にこそせんとて取まいて押ふせて
既に具して入てさらし者なりけれハ宮ハ落
て後なれハさしもの信連も力及はす信連ハ

からめ捕て六波羅へこそゐて行けれ其日の
ゆゝしき剛の者かな信連とハ昨日の内に見えし
右大将大床に立て召寄て男ハ宮の御所にて
使庭に下し庭の下部を刃傷殺害せしこと
まつ希奇怪也其上宮の御座所にて
まそれをかくせしかハ先御返事を申せとて責問へは其
法首を切ると仰られける宮ハ信連をハ
あまた数ゝ中々申さしとて山の内にこもれる前
と申しけるを窺はせ給ひける事かな

きてこれを穴にうめ人をせめころす
数十か鎧をぬぎ弓矢をすてて
入くいを切ぬきてこれを同人い宝をぬすと
若狭ふる国寺院に窃盗強盗山賊ぶ所
なんとい人数ぶ所ぶ或ぶ宝をぬすみ或ぶ
三度ぶ人ぶ殺害ぶ或ぶ宝をぬすみ或ぶ
百宝ぶ人ぶ殺害ぶ
連法寺の上方ぶ切て人ぶ物ぶ
ぬすみ人ぶ殺害ぶ
此丹後殺害ぶ

丹後金ぶ宝をぬすみ物ぶ
三百人ぶ人ぶ殺害ぶ
てい物ぶ
ぬすみ人ぶ殺害ぶ
ぬすみ物ぶ切て
人ぶ殺害ぶ
人ぶ殺害ぶ
人ぶ殺害ぶ
人ぶ殺害ぶ
人ぶ殺害ぶ
人ぶ殺害ぶ
人ぶ殺害ぶ
人ぶ殺害ぶ
人ぶ殺害ぶ

[illegible]人今はつくづくと[illegible]生て見てと
そ打[illegible]まと[illegible]ある[illegible]あれ
う[illegible]若い人今かりし[illegible]の事をそうかまう
十六[illegible]年大蔵[illegible]留[illegible]強奥
人二條掃[illegible]か進[illegible]二人[illegible]二人[illegible]
て[illegible]付[illegible]ま[illegible]蔵[illegible]
彼[illegible]義[illegible]人事の情さよ[illegible]と情を
[illegible]く[illegible]左衛門[illegible]雅[illegible]情[illegible]思[illegible]
[illegible]男[illegible]つ[illegible]い[illegible]

ぜよ[illegible]て伺者[illegible]日[illegible]人[illegible]流[illegible]
坂手[illegible]七[illegible]武[illegible]世[illegible]桃原手[illegible]
付く鎧金[illegible]下[illegible]手根本を[illegible]
[illegible]い[illegible]さて[illegible]
者[illegible]て[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]舎を上[illegible]近衛を京[illegible]川を流
て[illegible]

[illegible]
あつく崇そうあさ紙者ら夏菖蒲義
りし紙寄者さそ内ら[illegible]帝せて田宮れ
帝あ普澤ん原ら天皇大併の王子に木
そいまさんたうそく大和国吉野の奥分
いん紙ら内帝まて[illegible]田宮ら
まあれ知ら山縣ら[illegible]
すら西ら紙ら西と寄角ん晴ら
たん三井ら入ん紙そら寄大宮ら

仰く作ら い中裝ら き命の指ら く さ水宮程
を頼く そ ま て 来ら 人 ら 作者 ま い 大宮
意く 形く 中 て 言 福院 ら 市 言 ら 長
て と さ ら 帯 仕 三 く 手 ら 紙 ら
ら 水 郡 出 い 言 倉 て 寄 ら 福 級 く 又
帝 内 ら ま さ ん 紙 く 帝 中 騒 動 不 解
か 形 き 十 六 ら 和 ら 入 く ん 宮 内 ら
ら そ ら 源 三 位 頼 政 入 ん 宮 ま ら 師 程 門
長 て 郡 合 ら 勢 三 百 余 騎 ら 火 を

けこ井寺へこそとまうし侍末果
しあまにこそあり者あり大まとこそ志
を三位入道殿御領数所を望こしれうあ
をとらうあしく中ゆ法師日よ常しし前世天
将家國の不思議の事を志所うり
ゆきこの人の世ゆあまいこそ以まき事
をこそ思ふこと事をすい皆人の様に
思ふ人こと事井や縦いこ法三位入道
乃嫡子伊豆守仲綱ゆ所領九国中ゆ
名馬ありかげなる馬ゆ五きこて名を付
本の下こそ中きを右大将ゆ使を侍へ
常所ゆく伊豆守乃所人使を上そ
きよ常しゆ本ゆ下を所ゆく人はいそ
家人はい内きあり所きこ伊豆守ゆ
ゆい内の馬を所ゆくもつ所ゆ所ゆあ
内ゆ家換じ所痛いせんゆあゆ田舎
へはいて所藤乃名こそ上名らんす
きてゆ世事ゆ所きゆ所きこ右大将

さてはこれは[illegible]平家[illegible]の[illegible]老か
並居あり者うつ[illegible]長二[illegible]馬い一所のまてこ
ひ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]まて[illegible]ぬ[illegible]
家せ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]
者まこい右大将山中[illegible]
う其馬[illegible]使し[illegible]
[illegible]日[illegible]五六度[illegible]
う[illegible]位[illegible]
と[illegible]

馬[illegible]
惜へき[illegible]
者[illegible]
金[illegible]惜[illegible]
[illegible]
まて[illegible]
よ[illegible]
右大将[illegible]
仕[illegible]惜[illegible]

自分若衆を金燒あり人をて伊豆の仲間
と云金燒をもてそ墨まとうあの内容
人者くゝ学しゝ本所下を行て人にいつ屋と
聞可とあの仲間めゝ書付をあの仲間めゝ
川中仲間かに書をもてそれ
なんとそ宝しうう伊豆の山中学所
て父兄三位入ゝ中ゝ学れうい作ゝ
百とというてといゝ人たれとい云指を
方ゝ人ゝ行ゝはゝる威よは

そこいゝ毎めを物ゝすゝめゝ山ゝ物
仲間ゝ馬少人ゝ天下ゝ笑ゝまとゝ水
ゝ毛めゝ者ゝそ也ゝ鳥人ゝ恥を
人ゝりを死ゝをせゝそゝ者ゝ
なんと屋ゝゝゝゝ中ゝ者ゝ
入ゝ鐵ゝ人ゝ方ゝ指ゝ者ゝ命ゝゝ
ゝ行ゝゝゝ人ゝゝゝ伊豆を窺方ゝ
てゝゝ者ゝゝ内ゝ者ゝ指ゝ私ゝ
元ゝゝ毛ゝ宝ゝて宮ゝゝ者ゝ

ら毛ゆつけて見の
大臣の事をのこそ今ハ
ゑ所大臣家内の次ハ中宮ハ
家ゑ人ハ何事ハ
姫君の大臣若君
たのうちんをとい
くとりハ女房達ハ
宮ハ室ゑ歌ハ
今まいたのゑ
ハ直衣の袖ハ
と中門ハ車六位やハ
伊豆ハ件器ハ其ハ
まうう件器と
大臣ハ姫君を
ゑ人ハ場ハ
て毛ハ室ハ室ハ
逃ゑ

ハ直衣の袖ハ
ハ前をハ
ハ中門ハ車六位やハ
ハ件器ハ其ハ
ハ件器と
ハ姫君を
ハ場ハ
ハ室ハ室ハ

さらぬ体にて打ちに打つて捨てんとかゝり
次の日かの馬をとらへて馬よ轡をとらせ
太刀一振そへて伊豆守の許へ送り遣はす
さるほどに清盛の御振舞を聞き給ひ
かくてしらせ給ひて□近馬を進らせ一もひまあり
無念に及んで連れけり傾城の許へ
さんとへ遊びに参りて時を移しつゝ
宮ひきされしあり昔は伊豆守大臣
いまは平の宗盛先の馬を得て

ぬ稀は清盛の御振舞と栄耀栄楽とこれ
ありしにいつれか見るも兄の大臣殿
角もて夏まよ内裏の御勘気の宗盛は指
と人もいはず無下に後見天下の大事
小かようにありしを浅ましく思ひ給ふ
色の競の滝口が宿へ六波羅のうち
ひきたる由を見てとくれば馬
かうしと右大将の競をめして
めされて目まで競参り右大将

やうて対面の
式をとゝのへ供をいたせく帰りくらそいつ
相ゝ存ぜう旨申たてゝ宮へは
参じ入日暮の事をとく先
内さうけく対面仕へう者ゝ元はゝ
しく家い所共さうせまさう孫い対り帰て
いとゝ内ゝ主に右大将年来対ゝ山を
更に内ゝ仕めつゝ一日きいとやとかゝ
ぞうゝ古い南面ゝ対ゝ左ゝ信

入ゝう思ゝ所を出ゝ宮ゝ位勧歌
三位入ゝ所同人せんゝや思ゝ又南面ゝ
ゝをいとゝ内ゝ宮ゝ入ゝ元ゝ位よりて宮へ
参じ入ゝ殿おゝ帰ゝ内ゝ仕ゝ年ゝう
勧歌三位入ゝよ同人ゝ仕へき西面
面ゝ右大将不解位ゝ入ゝ参いゝうゝ
ゝ勧ゝゝ内ゝへゝ内ゝ帰ゝて祇仕す其
具言ゝゝゝ参ゝ三位入

たい三井ちゆと承は源氏壹よい者人
ちゆう柴これ〳〵ゆんとそいうん思ふう
人悪しいつす宝〳〵ゆうたんとも
やせたくまうんたうん月の事もい
いこうう付ゆんとと仕へうあいひすつゆ
ゆ山ゆと家く用よあひぬへきこと拾く
いいつうを新〳〵と奴〳〵遣まして馬一疋て
拾うす義ちたきうへうゆ馬を一疋
下行〳〵やとりたいたゆ大将荷ふして

あるたけうゆ思つまうたいゆ時ゆけたう
馬の若とい者奈〳〵付く拾く奴たう
まうう小食度揚の鞭をいそそ名ゆ
つうう競不新恢意宿ゆ砂ゆ義
ちい見〳〵ゆう〳〵言よう山馬ゆう
家〳〵三井寺ゆ地新家并三位入
たゆ出ん〳〵けたく付死せんとゆ
者ゆこて醍〳〵ゆう遣ゆ見ゆかく
らく成〳〵ゆ書ゆ仏とい家〳〵ゆ

恐れをなす我身、水をくぐるを押へうち表（狂
人の出来よ菊ごうちの大きくうみしてそ
れをうちうち手代のきたなう鄙風の鎧
と思い鍬くく行くうち五枚甲は錆代志あ
いうあ物ゆうの上力と学節井戸さいくうき
つまり此矢とし手着のうち持くく渋にうち
ようと言ーと高羽してくあううう
的矢一をそ内ちそんくうう下人の男ゆ
もう拵腸ぶでうあ也富晴一王川也

内鎧くよりけ三井寺へくそ新りけ
き三ては大波産ゆい競う宿くう矢
中まありして騒動す右大将先競い
をうのいつすとすすあり屋こやけゆ
打抜うきあり手こくそ安くう孫者は
進熱て生捕ゆせうし宮人い手出出
内先毛か並居ありうう競也宮
竟乃大力の強の者くたけよう勢兵
也世乃矢しそに先人也討殺主

なんと書き記そうと思ひ
ましたれば三井寺ゆい競ひ
あつまりさ宝二人とい具足
ひもつの物をもんとにて
ゆ申あつまり
ましい三位入道殿
此度とや言ひ
ありうんあつまれ
宝二人
揃いまいらせ
てんよ此今毛へこそ
と宝二人競ひ
合ひ
社

ら宝ひうう猪目競ひ
乃森下の猪ゆ六波羅乃南蛮を
捕
伊豆国不動七郎
て馬髪と物指
此宗盛入道と金物
中
乃六波羅乃
平家此
す右大将出
三井寺へ

巣をい知人〳〵す出家を結めを生捕り
て鋸りしを須を教〳〵んとす躍
よりて志を人生命を南巣の尾張
くちびを今鎌を入失さりそり

送三井寺山門に牒状

を行て三井寺のゆい宗入〳〵を焼大開
小開場切〳〵具鏡を大高義〳〵金
祈すをる世上の弥を入の仏法の
裏波又法の窣数此河より南まり

を法威入五の暴悪を戒めを人い何の日の
会の誓を雷の神の高倉宮南都
入市の事を悔て天照皇神正八幡宮新
春大明神の北賀助天神地祇三島新
仏力神力を宮可加降伏祈小願去
免頂一味〳〵教文〳〵南都の又反鶴得度
乃戒定〳〵牒送〳〵而可不〳〵
奈良〳〵山〳〵牒状を送〳〵
先山門の状云 園城寺牒延暦寺

衙殊ニ致合力ヲ当寺仏法破滅ヲ被助ら
請状右入道浄海為ニ恣ニ滅仏法ヲ欲傾王法ヲ
内ニ付外ニ付歎ヲ成シ恨ヲ成ス愁歎極リ無キ処ニ
今月十五日夜一院第二の御子にて御座宮
為道不知して雖窃ニ令入寺ニ給フ所ニ家示
号院宣可奉出旨頻ニ雖有之責前途
一向ニ依奉惜之彼禅門武士ヲ欲入当寺ニ
寺ノ仏法衰微正ニ当ル此時ニ諸宗何ソ不愁歎
就中延暦園城両寺ハ門跡二ニ雖相分ト

所学同ク受教一味して教門也譬ハ如鳥ノ左右
翅ノ又似タリ車ノ二輪ニ一方ニ於闕争カ無其歎キ
然者殊ニ致合力ヲ可被助当寺ノ仏法破
滅ヲ忘年来ノ遺恨ヲ復シテ住山ノ昔ニ衆徒
之僉議如此仍牒状如件
治承四年五月　日大衆等
書たりけり

南都牒状　并　返牒

其後山門には此状を披見して何ツ当山の末寺
乃身トして鳥の左右の翅車の両輪なんと押て

書条狼籍なりて不乃也腦中次南都
へ下向云園城寺僧與福寺衆徒合
力致助法寺仏法破滅乞快右仏法之
殊勝教主 振王法之長久無事也恨
仏法衰頽年来為平相国禅門清盛
滅仏法乱朝政内付外付歎歎恨
愁歎 言語所不及 七月十五日夜一院牙
二宮二条宮為道不思議俄之
寺給延暦寺号院宣可奉事旨頻に

雖有責院一向寺門之恨可被宣旨
被遣旨有云帝王云仏法云王法一所也
欲破滅之者 会昌天子ハ宣旨起仏
法令滅時清涼山々寺法滅合戦防
之況於謀叛八逆之輩乎 桓武中納言ハ
云例 言語 長者被配流 兆ス時何日先
蓮命 秋月 京法師ハ内 助仏法破滅乎
又退西逆伴類同 ふ 至可宣 ふ 懐
法 金銭 治承四年五月日大衆ト書

毎月々々其後者於東大興福寺
大会集會之極当寺中之返牒社送ケル
其状云興福寺牒
園城寺澍殊来牒被載一紙右為前
大政大臣平朝臣清盛被滅寺之仏法
傾王法由々度牒注立玉泉玉乗玉能者
寺門宗徒金堂金白毛皆同出世一
代教文祝中者東小東北小柴井子
自寺他寺可被相違鹿障抑法蔵

入道平氏糟糠武士塵芥也祖父正盛
人五位者生抱祝国受領之報大蔵丞為
房賀州刺史々々右拾遺小補修理亮
顕季為播磨守昔任蔵創志徽祝
忠盛叙昇殿時都鄙老少惜逢戸邪
陸内外栄華各帰馬臺々々環門
忠盛嫡孫清盛青雲職老民猶住百屋々
種惜者青侍童子云平家祝法盛入
道玄平治元年十二月大上天皇崩一

我く功注授按不次賞行業之上相
國爵賜兵杖男子或爵階或連
羽林女子或備中宮職准后宣群
才庶子皆步棘路注桃園盡作
爵如く繩領九州進退百司皆成奴婢
僕從一毛遠公注玉帳捕く汗言逆
其注鳥トム搦く注我或いは延一旦く
身命或い思光汗時淺陳百家聖
主作面傷く媚主代部君却被勝
く礼注養代く相傷く部顧上宰焉く
春宮注取家おく庄園授宮源氏
地言畜勝錄之年久十月進捕上
天皇樓推流傳陸奥く身反逆甚城
絶古今二主時我小須賊行向可問
罪也注我或お憚神魂賞玉云或押
背淘送光注男主奉行国一院才
二親王宮巡八幡宮歌春日大明神竊
禹彩回拝仙草送付貴寺奉預新

羅ゝ扉而ゝ王法不可盡旨著法之業
寺格多令下寺獲条合議ゝ類推
不随其外ゝ寺付い我ホ上意殘減共
情ゝ清盛入ゝ於胸氣欲入ゝ
中華風振及侍ゝ形ゝ色法ゝ
十七日舳大宋十八日辰一默懈表諸衆
下知ゝ寺得軍士後欲達案内ゝ
青竜寺ゝ投義鮮数月費合一
時解散彼唐清源一山ゝ蒙勅

仰返武宗宿世況和國南北門院
乗ゝ不拂謀反形類仍依固方右梁
陣豆我ホ待進發ゝ告早ゝ案状奏
所疑貽而使金渡必斬治兼ゝ年五月
日大宋ホ少ゝ書毎ゝ

大衆揃

図毋二百ゝ僧ゝ中源三位頼政入道宮
ゝ前ゝ参ゝ門ゝ門ゝ稱
ゝ参郡ゝ寺ゝ寺ゝ寺ゝ寺ゝ

叶ひ兵衛へうすしと味方の老ゆ二条
人たちたちとんとんいさやして天六波羅へ
来村とせん先老僧儒者い必ず宮ゆ家し
獨ゆ白河ゆ一二百
人先立白川ゆ大原西僧者い一二百
ゆうい京中白川ゆ早つ七ゆ者ゆ
年寄りて宮ゆ祇園へ
白河ゆ板橋ゆ
ゆゆ伊豆ゆ大将して六波羅ゆ
表

風上ゆ火をかけ一ゆ攻めて
ゆゆ大原入江を隔てゆ対ゆ
へきて食伝ゆ家ゆ平家ゆ
ゆ一如房ゆ
者のゆ食後の庭ゆ進ゆ
平家ゆ人ゆ思ゆ
共いやしゆ車ゆ我寺ゆ恥
門徒ゆ若ゆ行
ゆいゆ様ゆ昔ゆ

いへともうへ荒しく書たせ給ふ
奉りし熊野を宮けんの為に持ち
きたるを長しくして金剛の峯の宮に
宗信の河闍梨慶秀は豊後の法眼に預
れ大なる打刀をさしはさみて持ちて
に金剛の庭に進み出て登攝と外より門へ
うちすく我寺の南都法師原にて皇大伴
此王子に與して給ふ大和の国吉野の奥
へ参りて給ひし其の勢は十七ケ国

まま伊賀伊勢にて美濃尾張の勢
とりて大伴の王子を滅し終に位に付
せ給ふもことく騎る懐に入りて人倫を蔑
しと云ふ文あり白書をは知る人すくなし
秀る門徒をそへしと本大法師は揮ひ
討死にせんとそ金剛の宮に馳せ
此太輔源光金剛端多くしけれは進や庭
の源のみしもまさりし光如意か峯へ向
老僧共の大将軍には源三位頼政入道

佐々木の源氏の律城坊の坊園梨日院
師の法眼禪智禪智の弟子義宣善養
を内々して於合戦六百余人甲乃
緒をとりてそ行立ける向人悪
僧共は大将軍の矢面院乃大神法師律
城坊乃侍賀の者法師院乃鬼太佐彼木
三人也弓矢うちあるく鬼小神小
色色とうつる一人志白は其也平等
院まい因情の堅太強童浄真院乃蔵

佐々木の源氏の坊園梨簡井法師小
那太面小間太小院まい金光院乃六天狗
太神三郎は於叡山佐々木肥後小也五
者院乃位馬小那乃執後大矢は後長日
尾の浄蓮寺高坊相井の伯後家矢坊の
坊園梨光の秀う坊よ六十人う内加賀光
家形乃後秀法師原小一来法師を進さ
内壹岐まい簡井の浄妙内後小金光寺
月蓮永慈光の楽重金春は玄永坊毒

ゆへ、伊豆守仲恩法師変名判官義経、西国六條の
義人仲家の子義人大膳大夫仲光下河辺の
義家の命法親源色黒ゆへ肖像度々授
授薩摩の長者刺繍黒漆に長七寸の
右馬之清詠さぐり服装と光てして
新合其勢二千余人手々に縫松をそ
指あり其比井ちるゆへ宮いと
所く修大閑小閑仏閑
橋海一洋未だんと志事の手に対訳

押指〳〵閑法の座る所あり仏生風ちて
七寸高〳〵七六波座へ白書ゆして書せん
すもとせんと〳〵せんと室人不に英海宮
乃左捕海光すみ〳〵〳〵〳〵ちて
美風ゆを出すり無あり泰乃昭王出
時盃壽者いまあり迷まあるまん
とせ時盃者乃閑ゆ知りあ義氏所さ
祝い閑の方あけて通を事の盃壽
若三千乃客の中ゆ天客と三乃長有

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
中間之雅實[illegible]
[illegible]
脇[illegible]
[illegible]やとゝめ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

り踊懐して[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
進ぜ〻く討ちまゐらせて大将軍中へ入る
[illegible]男左衛門の督知盛
通盛卿より[illegible]寺忠度侍大将中へ
上総守忠清嫡子左衛門尉
右京亮[illegible]判官
[illegible]玉造橋の判官七郎
次郎兵衛盛綱武蔵の三郎左衛門
と出て[illegible]合[illegible]二万余騎浜東

四年五月廿三日の夜寿永の本情山を
打越〻宇治橋の瓜ゐて押寄
手等院より[illegible]
[illegible]
先陣の橋をとりすて橋をかけ
[illegible]
[illegible]
先陣二百余騎揚源平[illegible]橋[illegible]

所々打ちたる矢合と源氏の平氏
を臺に射者り矢をあとにはらくとる
うち三位入道の長絹の直垂に
威の鎧をこしらとはくもかんとて
甲とい者り行つす嫡子伊豆守仲綱
の鹿の直垂に黒威の鎧をきて
を家方と我らいんとて先甲いきこり
うり五番院の位馬と本園地の直垂に
紺威の鎧をきて打うる五枚甲
の緒をとり結て長刀を鞘ぬきて橋
を出て中に進て中間井の渡しの橋
を引て矢をとり矢をとり矢いはいて
矢を長刀をもて切て落すそれをそう
矢切の位馬をいとうる家に臺所
中に筒井の浄物の俵いかりをしてを
小臺に草威の鎧をきて鍬をもて打うる五
枚甲を結をめいり知作りの長刀を

四さいにして五月雲雀籠首のうみ
みこれも自栖の大夫分とて名をへうの格
の風よ進ぜ者大夫をとりて地をしたい
をしたがひ其宮ゆかい蘭井に浮脂
恒の塔をて国城寺みをもて其湯の
平家ゆかれ中みを思ひ人をすめ
屋むうへ人条せんとて矢あい孫とて押
ちうの者指塔ゆ塔ゆ対者みを矢
ゆかい歌十二歳みを屋

こまい一を出て服みあり上をうを
ゆとをけ格能をとをそ河へをけ人を
らめきめそ踏ゆ中ゆ鈴をは
ちめうう歌みをあまいゆをうを
ゆみ格のゆき桁をちをを海う
人を場ゆ海ゆを浮脂うんうゆい
ゆ一条二条大路をを長舞ゆ
ゆ河歌をい長分をを宮人をを
五人ゆめゆう対ゆ分打ゆて格ゆう

浄水左右を板〳〵切ふり三人切伏四人の
あくる時分五甲は鉾の柱〳〵打志員長
此方〳〵ちらつと切と板〳〵小へ
ちん柳〳〵そ入ふり指物の脇刀俵〳〵死
をんとのこそ狩ひしうり家の宗矢倉の
内の国梨慶寿うつ下さ師の一束さ師と
生年十八歳の成うう本国に直富の
前黄黒脇巻を黒三枚甲に着と
打抱板〳〵〳〵の校色〳〵橋に〳〵桁

とちう〳〵地の浦の浄水を立ありうべ
き指いなりうり家を先達〳〵戦家の
うう甲に〳〵ちうちを手打〳〵西〳〵
浄水指と〳〵肩をゆつと〳〵躍ちえて
戦〳〵り浄水を一束と付〳〵と続く
一束い又詠の中の破〳〵入〳〵の戦我方
〳〵付死ちん〳〵り三甲の浄水を橋黒
形桁を〳〵〳〵平等院の世之よ吟り物
具板五羅〳〵立〳〵矢目をかう〳〵

卒とうかく矢ヶ五郎兵衛尉
ら和の所を包淀殿と思ひ切打て枝
つゝ町屋流れ〳〵にして敵の人そ庄ろう
ゝ平淀殿ひう流手ひく敵
味方橋の切桁と
とすゝとこゝろ
こゝろ無ほ水色
ゝり引給ひ指素て河へ入給ひ橋
乃上ハ軍火ひう祖ふそ丸てゝ有ゝ

家ゝ平家ひゝの侍大将上法寺忠法右衛
乃四郎ゝ家ゝ中きゝ橋の上ハ軍火
ひう祖ふ丸てゝ上ハ川を流さんする
ゝ打ゝ五月雨ハ流ゝ有ゝ
遥よまゝ有ゝ大い淀一ハ河内へ
やまゝゝゝへきゝ
下野ゝ乃住人足利乃太郎俊綱ゝ
又高忠ゝ生ゝ年十七歳ゝ成ゝ
主目諸乃直家ひ薄黄鐘と云ふ星白ひ

甲冑を着し金作りの太刀を帯び
うきつるの矢羽重なりて
錦革毛沓馬に金覆輪の鞍置
毎日うつすに
しかも勢多くの
海をとい
へきりに
き目の前なり
数人入

うゑけまいこと剣津と嬬へ拝やみと水と
おわまとく死のいこつまと伊さ海んこと大勢
百姓と作とく海さいこそ利根川と海
あめさ川の神とみつみ利根川こいく
かくまこそかくしこの参京伊さ海こん
こそ屋こいこんこと大勢こまつさたこ
こそ行入こまこれ続く長雨こそ大胡
大室沼頃山上形ばの大高屋蔵作貴
妙高尊東小形寺の福師大高部屋

乃七高の高峯山の利根六宮高の切天田の高
宇津木沼高の大器代出ん白と出ん
紙合三勢三百余騎をたくへてこら
入まあり足利鑑ものこりけつ立あり
大高者と上つくつけ紙志きこい強こん
馬とい上手よ立よ踊こんこ武下
手みあ也馬乃足の乃こん程い屋敷を
ひまくく歩せよ志つまこかいこんく泳在
よ一騎也こそ所こん志ゆ丸こ千ゆ丸

[illegible]
[illegible]
[illegible]

弓を引矢を射くん事冥顕ふ付く共
思ひとくとくすれば人性ごとに矢ごと冥加
の程も平家大政の入道殿法皇おんみそ
りうん武勇ふすまに勝と思ひんよりんこと
なく先やひうんぐんんせんんして手負院
の芝に押寄矢色の袖を指殿下殿ふ殿ふ
を始して二万余騎の兵共皆打入
くく海ーうまい指ーみそやきう洛川

[illegible]
うとのつくく迦[illegible]
押流す雑人[illegible]
海ーうう腹[illegible]
[illegible]
百余騎[illegible]
[illegible]水ーく流[illegible]
[illegible]の鐘[illegible]
[illegible]

て三田川の秋の高井磯に川流れ
風にゆられて中ゆく紅葉の羅衣の
ふる袖に三人紅代と器に盛りて
を伴にする人紅代
伊勢武者ひとみる紅葉の錦とて
宮治の紅代しかるに
老い日暮れ十高砂飛び添ふ黒田の五平
宮方の親とて中ゆく富田
出て其外ありされいうれと黒田殿
と我者しとり助けうるそ
宮しと在極と信入ぬ時軍ゆけ
みしてしらに叶しと思ひ大
西信者世余人つ者くと云数人
先主古り我者いう弁高俊時
ありうり中ゆ信入ぬ敵也
本ゆ戦生ゆ中ゆ三信入ぬ次男
源左の判官義信ゆ
の鎧とて白柄の大長刀のそとつ

みの三位入道頼政と申す者くし
ぶこと世に越えたりけるが平家
上洛の時志賀の辻にて射落
重の判官乃田甲とたくしかぶ
ひろまさ入道上洛する事いと
しとさしの判官乃大力強の者にて
きい者う頼うきおもて
と思へ申を平家
今〳〵源平の判官の頼ぶ
三位入道義仲〳〵思まうん乃矢が
は射ぬかぬ
肝胆ぬけ
有り〳〵寃亮の
後橋の中き
みゆり物
七唱
唱〳〵
自害〳〵
我頼討てと宣へば
七人切〳〵
我身も
平等院
三位入道

舞を合家朝の十余人あひしたがひ
合戦をとゝめ家の高綱を義なり
恒本に帰洛し給ひ
人数をかたらひ
をはたらかしを脇にめて
うの市に出て失はれ
七年に七十人ばかりまでうちはたす
家にて死しへきの坊新発意
うちたつて十三の家遁れもも
ら

義経事発し給ひ
に須佐に直家出
合て宇治川を渡
の怪を仲恩と橋の上にて義経
敵の人にて義経平等院に
自害して失ぬ其の須とい下
の者の者高信親平等院に
勧の下へ投入て
六條の死人仲恩上高仲光

と一所にて討死仕る人々と申す
古六条の判官為義の次男故事刀の先
生義方うち木雷に罪者申し完や
うに成て三位入道の幼少にして義朝
人々に為命毎りうまれしに成て見を
見て一所にて討死をきうす事こと
成申して波多野の義常の婿にをい事
はなくて長井の斎藤実盛生捕て右衛門
の見参に入まんと言きうと義しんか

なくなくなかけ通る事
の中に長井の斎藤討捕まてて
指出し諸共に討うれ提うけ
てうつかすに長井の斎藤討ぬ
ゆ痛に成て討ぬ
長十四五人討捕うく手等院の辺
三位入道敵の死骸よ討ぬ
ゆ一所にて腹切事大きこと
て腹を切ゆうきこそ

小長谷源院の六郎源兵衛尉源光長が長刀
を打ち折りて太刀を中から破り入れ
我一番に打破り〳〵と切り〳〵て中川へ
ぬけて入ぬれば敵味方是を見て
やあ源光長と自名を名乗りあひ
小さい大くて物凄く一騎駆出て
くつ音高く馬の蹄を打ち
折て引き組んで水を流して
張り〳〵大音声をあげ
けいこの事多く人も見

きて居たる事そうろうとて寄せ
うろう中也平家代々の侍大将能登守
殿と古兵なり者なれども宝馬
者郎へ乗りもせず切ってんとして五百騎
強して進むけるを敵
と思ひ居たる所へ進み寄りて五百
余騎指組引組数
刻の矢先を揃へよ射うるか
ぬ矢一筋
射て矢一筋
服よ立てやうて

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中山忠親入道の頃と宮治川の上つき
不水流くんさまとなりつつり伊豆守下
北須い戸人なりひとり中山忠実公若き頃み
ちりをまちり考そなりつつり典業は頃
自藏人に蒙治の四あみして書い給れ
て来りありつつ北きい野わそ宮くくと人さり
をまくしんくそ給て世市元と
てまいつす一年ひひくの水馬つ藤
蒙さ世紀くりしをそ山自藏人四りか

に蒙治仕くくそ今まんて安穏世い海
せ紀さ北りをとしなめへ対まさも
りしりつそ清きくりゆて伊
北等國教に塩三位の為そ八条北院
赤行くまつ実の和るくに治まつ
初て行鏡に文三市蒙さ世りつ
そ北宮くく人さりくしりつんそ指
よ教中りくしゆ山如市めり道と一月人
て流く四まつりみそ実のり頃くまつ

てんかうの山門女院の御願所
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四の大臣と云流れの相伝なれば中納
言為通の子の聖徳太子の宗源を受給
ふ所なり〳〵表白の横死の御法なれ
ども勢多の橋の大臣と戰給ふ所
なり昔いかなる人にかきこの人なれば
なりけるとて角こそ傳法灌頂
所なれ御所の惟長の得りなりと
人々なり般若の親王の親王と
賢王聖主の子なれば若中書王後中書王

と共に目の前の法なれば所なれども
法華教行の所なり早脱ふい

三井寺炎上

後三條院の第三の王子資仁の親王と
云いかんの強よりも武芸優なる法なれ
ども法華の後三條院なれども心ひとすぐる
所なれば終に位をもつけ給ふ所なり
云いつかんと耐きて少やうの花
園左大臣教の源ぎの性氏授と云ふ

ろしく[illegible]信しりこと信して三信の中にそ
中ころ[illegible]一世の源氏の[illegible]信しりこと信ホ
なる事い伝説の天皇[illegible]陽院の大
納言[illegible]ふい[illegible]ホ[illegible]同世[illegible]ホ前太
大将宗盛の婚姻伝説清宗三信して三信
の伝説[illegible]そ中ころ父の[illegible]山嶺[illegible]
幾[illegible]善事[illegible]ホ[illegible]
世と捕ふ人のなかしん[illegible]ホ醜[illegible]
人[illegible]毛い源の義仁三信入[illegible]下逆

[illegible]の貴[illegible]そ中のころ同母五ホ源義仁
三信入[illegible]下同体[illegible]ころ貴高
僧侶ホ勧賞[illegible]ホ源義仁い
[illegible]舎の文[illegible]事ホ[illegible]と[illegible]都と同
逆[illegible]ホ[illegible]治[illegible]失[illegible]
す元人ホ[illegible]
[illegible]日本い孫の事[illegible]山門の[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ホ[illegible]
[illegible]ホ[illegible]都と[illegible]ホ

山或は文を持て立或は杖を逆て立て泣ども
悔み嘆歌のみ少て寺門の高下
可叡山にしてはしり光明寺と叡
山せしやそ大将軍はいかなる薩摩
摩の志度佐大物浦の戦に敗て
次に清盛の嗣海老次高盛方を
て都合三十騎三千余騎四五百小園
博寺を叡山せしより寺門と大衆
小関協切に逆木門に結集あり法師

の大衆三百余人千数さう兵隊寺中に
乱入て火を放て焼ぬこそ
女院真如院成書院大光院花園院
普賢院青龍院金剛蓮等慶昌坊教
待和尚の僧坊再び中堂の牛玉善神の
社壇八間四面の大講堂鐘楼経蔵二
階の楼門灌頂堂都て堂社仏閣六百
三十七宇大津の西の浦の左兵衛二郎八
百五十三宇悉地を焼て其中に金堂

一宇精舎を建て仏不[illegible]大師海を[illegible]
一切經七千余巻仏像二千余躰を造り
[illegible]し法文聖教を焼
[illegible]大梵天王の眼[illegible]
乃樂を尚永く[illegible]
[illegible]頻[illegible]こと龍神三熱の苦
を除[illegible]
[illegible]義大頂が私の寺なりしを
[illegible]天皇へ奏[illegible]
[illegible]

仏法[illegible]門乃[illegible]
[illegible]を折[illegible]
て後智證大師小付属[illegible]都史[illegible]天上
[illegible]天下[illegible]を折[illegible]龍華下生
乃時を待[illegible]
天智天武持統三代[illegible]門[illegible]
て[illegible]湯を[illegible]
[illegible]三井寺[illegible]
[illegible]聖跡を[illegible]須史より[illegible]仏

藍更ヵ跡の〳〵ニ窓の左傷〳〵あけまい
位牌の高さ七寸一反れ仏前をあけまし
阿仏高〳〵せうり宿老碩徳の名師
と称受中ヵ別まと受法相義れ申ようい
法教かこと別まこうれ

ゆひ

信濃十二人願寺せて西信濃ヵ
簡単の法ヵ後を出して世奉樂
獄せて多ヵ法ヵ伝入左家という相〳〵

夢と和尚色角りうヵ世間を国ヵすを国ヵ
法ヵ〳〵つかて〳〵和い家をて少ヵ失ひ
なり我ヵ〳〵ヵ法ヵ〳〵ヵ悪く亡ありこて
うしてうれ

踏〳〵ヵ法
柿法ヵ伝複改入道ヵ一期ヵ高ヵ者
田〳〵ヵ中ヵ寺ヵ中ヵ法ヵ近書院ヵ
寺ヵ自ヵ一歩ヵ〳〵唱ヘ色ヵ寺ヵ件
ヵ古ヵ悪い東ヵ条ヵ木村〳〵ヵ黒ヵ二村

[illegible]
[illegible]唱えを行なうなり[illegible]
[illegible]
[illegible]

宝[illegible]を[illegible]へ[illegible]神[illegible]輪[illegible]雑肖
[illegible]白[illegible]の[illegible]神[illegible]刷
[illegible]高[illegible]国の[illegible]人[illegible]集
人[illegible]田[illegible]門[illegible]七羽[illegible]矢一
[illegible]員[illegible]塗[illegible]羽
[illegible]鋒矢二[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]村[illegible]黒[illegible]一村[illegible]数の上[illegible]五[illegible]

[illegible]七[illegible]雲[illegible]
[illegible]楽[illegible]複[illegible]鋒矢[illegible]
[illegible]複[illegible]得[illegible]矢
[illegible]矢[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]動[illegible]
[illegible]腰[illegible]刀[illegible]小[illegible]
[illegible]刀[illegible]
[illegible]

尾地足まい虎の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
十日余りの事[illegible]
[illegible]
[illegible]

時馬[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

寛保の頃より鎗と地面より鉄砲
おのおのくに志ゝ農禁を犯す事
先例の如く仕て人数を出さるゝ様
政事きびしい国事に成て
て年々荒れ田畑
年いふ定村検せん事に成
村検する程ゝ
更に〳〵大ゝ八情大義屋敷
せ所へと命ずる人数
を出す五月廿九日
人ゝ墨〳〵目指
件の地面より只一
鳴こゑ聞く
乃ち出い
縁よ鎗と
村ゝ鎗の
指くひあいあり
打出ひさ
虚空
小鎗を
風持くいそ

対馬守殿へ被仰渡候
之上ハ城内ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
貴[illegible]
[illegible]
[illegible]
懐[illegible]
[illegible]
[illegible]

矢の元寺の我身と
こそ儀式しこそ
れ

平家物語巻第四

慶長八年 癸卯十一月八日

徳川秀忠校正

[illegible]
[illegible]
[illegible]